

長浜市地域経営改革会議（令和４年度第１回）次第

日時：令和４年５月３０日（月）１４：３０

会場：長浜市役所本庁３階 特別会議室

１ 開 会

２ 議 事

（１）長浜市業務変革の進捗状況について

（２）第３次長浜市行政改革大綱の理念、基本方針の長浜市総合計画第３期基本計画への一体化にむけた取組方針について

３ その他

・ 次回会議 令和４年７月７日（木） １０時１５分～

４ 閉 会

配付資料

【資料１】業務変革の令和５年度予算化に向けた取組について

【資料２】令和５年度予算化に向けて検討をすすめる事項

【資料３】第３次長浜市行政改革大綱の理念、基本方針の長浜市総合計画第３期基本計画への一体化にむけた取組方針について

【資料４】長浜市総合計画基本計画への行革大綱の理念、基本方針の一体化に向けた変更のポイント

【資料５】長浜市総合計画第３期基本計画策定スケジュール（案）

業務変革の令和5年度予算化に向けた取組について

1. ヒアリング結果から検討を進める取組

- ①行政デジタル化 26件中 26件
- ②民間活力の導入推進 6件中 4件
- ③事務事業の見直し 2件中 2件

※令和5年度予算の要求に向けた検討に着手するものであり、予算を担保するものではありません。

2. 業務変革の取組決定までのスケジュール

- 5月27日 検討する取組の決定（行政改革推進本部会議・デジタル行政推進本部会議）
各所管課（検討チーム）での取組内容の検討・構築の開始
- 8月9日 検討・構築内容の進捗報告（行革幹事会・デジ幹事会）
- 9月6日 予算化する取組の査定評価（行革幹事会・デジ幹事会）
- 9月14日 予算化する取組の決定（行政改革推進本部会議・デジタル行政推進本部会議）

○主なポイント

- ・9月の査定評価・決定に向けて各所管課（検討チーム）で「提案シート」を作成
- ・取組の検討と構築には所管課（各部局 GX）または検討チームを中心に進行
（必要に応じて政策デザイン課やデジタル行政推進局が協議に参加）
- ・取組の検討・構築にあたっては定期的に進捗状況を確認予定

3. 予算化を決定するにあたっての視点

業務変革の取組については「市民や職員の手続きや業務にかかる手間と時間を半分にする。」ことを目標として、次の3つの視点から評価を行います。

① 効率性

手間、時間の削減が期待でき、委託料やシステム導入等の費用を勘案し、行政コストの削減につながる取組か。

② 市民サービスの向上

時代に応じたサービスへの変革により、市民の利便性向上につながる取組か。

③ 安定的運用

体制の変更やシステムの更改等により、安定的な運用が見込める取組か。

令和5年度予算化に向けて検討をすすめる事項

第1回 長浜市地域経営改革会議
令和4年5月30日(月)
【資料2】

【①行政デジタル化】

No.	所管課 (提案課)	取組名称	取組概要	GXでの検討 (○:着手) (一:見送、除外)	検討の視点 (○、◎で表示)			コメント
					業務効率化	サービスの向上	安定運用	
1	総務課 デジタル行政推進局	新たな文書管理システム(電子決裁機能付き)の導入	電子決裁機能を有する新たな文書管理システムを導入するもの	○	◎			【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 決裁フローの電子化は、庁内向けDXの軸に位置します。行政事務の仕組みの大きな転換を伴うものであることから、これまでの検討経過等を十分に整理し、関係する部署を主導しながら全庁的な検討を進めてください。
2	市民活躍課	自治会活動の活性化・運営事務の効率化	自治会の担い手不足解消のため、自治会運営を支援するデジタルツールを活用し、自治会内のDXを推進できるような制度を検討するもの	○	○	◎		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 地域DXにおいて、自治会活動のデジタル化を促進することは有効な取組と考えます。ただし、補助金交付だけで進展するとは考えにくいことから、関連した支援策をあわせて検討を進めてください。
3	人権施策推進課	デジタルスキルを生かした新しい女性の働き方支援	働き方に時間的制約のある女性のため、デジタル技術を活用し、ニーズに合った働き方を実現できる仕組みを検討するもの	○		◎		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 女性のワークスタイルにおいてもデジタルスキルの有効性は高いものがあり、地域DX推進の観点からも重要なことから、支援事業の実施は検討すべきと考えます。官民連携の視点も踏まえて計画を検討してください。
4	人権施策推進課	音声認識システム等の導入	音声を即時に文字変換する音声認識システムを導入し、あわせて認識した内容を表示するモニターを整備するもの	○	○	◎		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 ニーズや利用シーン、効果について整理した上で検討を進めてください。実施事例を参考にしながら、整備計画を立ててください。
5	保険年金課	国民健康保険特定健康診査対象者データの作成・管理	特定健康診査について、AdⅡから抽出した対象者データに、過去の受診状況や近隣の受診会場などの個別情報を突合せ、受診券の基データを作成する作業のデジタル化を図るもの	○	◎	○		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 デジタル活用により当該業務の効率化を図ることが必要と考えます。個別作業のシステム処理化やRPA適用ではなく、他市事例やソリューション等を調査し、一連業務の見直しとして整備検討を進めてください。なお、システム標準化の動向にも留意してください。
6	税務課	確定申告の税務署データ連携	確定申告情報の税務署への引き継ぎ方法について、現在の紙媒体からデータ連携へと移行するにあたり必要なシステムを導入するもの	○	○			【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 データ引継を実施することでの市としての効果、システム改修における標準化との調整など諸事項の整理も踏まえながら進めてください。
7	社会福祉課	医療扶助業務におけるオンライン化	医療扶助における資格確認をオンラインで行うことができるシステムを導入するもの	○	◎			【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 国の制度改正を踏まえたものであり、必要な取組と考えます。7月に示される仕様及び標準システムとの兼ね合いも考慮しながら、最適な手法について検討を進めてください。

8	社会福祉課	生活保護システムの更新	現行の生活保護システムは、統合型GIS仮想基盤の中に格納していることから、統合型GISシステムハードウェアの更新と合わせて、今後の対応について検討するもの 《関連取組:8、9、19、22、24》	○			○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 統合型GISシステムハードウェアの更新と一体的に整理する必要があり、関係課及びデジタル行政推進局と協議調整しながら検討を進めてください。なお、システム標準化の動向にも留意してください。
9	子育て支援課	児童家庭相談システムの更新	現行の児童家庭相談システムは、統合型GIS仮想基盤の中に格納していることから、統合型GISシステムハードウェアの更新と合わせて、今後の対応について検討するもの 《関連取組:8、9、19、22、24》	○			○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 統合型GISシステムハードウェアの更新と一体的に整理する必要があり、関係課及びデジタル行政推進局と協議調整しながら検討を進めてください。なお、システム標準化の動向にも留意してください。
10	子育て支援課	子育て支援アプリ及びサイトの更新	「ながまるキッズ！アプリ」と「ながはま子育て応援ポータルサイト」について、令和5年度以降の運用方法等について検討するもの	○		◎	○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 アプリ導入時における目的・目標が達成できているか、また利用者ニーズに合致したサービスとなっているかなど、評価・検証しながら、検討を進めてください。
11	子育て支援課	放課後児童クラブ施設へのネットワーク環境の整備	放課後児童クラブで使用する施設にネットワーク環境を整備し、必要となる端末機器等を整備するもの	○	◎	○		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 放課後児童クラブの運営に関し機能的な形態・手法を整理するとともに、学習活動のICT化を推進するため、デジタル技術の活用策、またそれに伴い必要なネットワーク環境等について、総合的に検討してください。
12	健康推進課	ケース記録の電子化(システム導入)	精神保健、母子保健等の個別ケースにかかる電子管理・記録システムを導入するもの	○	◎			【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 他市事例や現存ソリューション等を調査・研究しながら、検討を進めてください。加えて、訪問先で端末活用による業務効率化についても、あわせて検討してください。なお、システム標準化の動向にも留意してください。
13	健康推進課	健診予約システムの契約更新	総合健診(集団健診)の市民からの予約をWeb上で受付するための現行システムについて、使用契約を更新するもの	○			○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 更新に向けた調整作業を進めてください。
14	健康推進課	健康管理システム「LOGHEALTH 21」の契約更新	各種健診・予防接種・相談・健康づくり等に関する記録や対象者照会等を行う現行システムについて、保守委託業務を契約更新するもの	○			○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 更新に向けた調整作業を進めてください。なお、システム標準化の動向にも留意してください。
15	健康企画課	0次予防コホート情報の電子共有化	インターネットサーバ上で、健診の予約・変更・キャンセルを行うとともに、自らの健診結果を閲覧できるようにするためのシステムを導入するもの。また、匿名化IDによる事業関係者間でのデータ共有管理を行うもの	○	◎	○		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 個人情報の取扱に対するセキュリティ対策、ながはまルールとの整合、導入の利点や効果、コスト(ランニング含む)など、総合的に判断しながら検討を進めてください。
16	介護保険課	要介護認定支援システムの更新と調査業務の電子化	現行の要介護認定システムの更新を行うとともに、認定にかかる調査業務の効率化を図るため、システムと連携するタブレット端末を整備するもの	○	◎		○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 他市事例や現存ソリューション等を調査・研究しながら、検討を進めてください。個人情報の取扱に対するセキュリティ対策、多大の事務量に対する削減策などについて考察してください。なお、システム標準化の動向にも留意してください。
17	観光振興課	携帯する観光案内ガイドの導入	多様化する観光客に合わせた観光案内を行うため、AIチャットボット等の技術を活用した観光案内ガイドシステムを導入するもの	○	○	◎		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 導入による効果は大きいと考えます。先進事例を調査し、利用者ニーズを把握しながら、検討を進めてください。

18	都市計画課	屋外広告物管理のシステム化	現行の統合型GISの機能を拡張し、屋外広告物の許可・通知・届出の処理業務を処理できるようにするもの	○	◎	○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 業務全体のBPRを行うとともに、システム導入による効果をより高めるため、申請手続部分のオンライン化についても、合わせて検討を進めてください。
19	都市計画課	統合型GISシステム仮想基盤サーバの更新	現行の統合型GISシステム仮想基盤サーバ・ハードウェアについて、令和5年にリース契約が満了することから、新たなサーバの導入を検討するもの 《関連取組:8、9、19、22、24》	○		○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 更新の進め方について、デジタル行政推進局及び関係課との調整も行いながら、検討を進めてください。
20	建築課	営繕積算業務システムのライセンス拡大	営繕積算統一基準の改正に対応し、業務の効率化と積算精度の向上、違算防止を図るため、令和4年度に導入する営繕積算システムのライセンス数を増設するもの	○	○		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 スモールスタートとして導入したシステムの効果検証を行った上で、検討を進めてください。
21	建築課	建築設計用CADソフトの更改	建築設計用CADについて、これまで利用してきたAutodesk製AutoCADLTに代わる互換性の高いCADソフトに更改するもの	○		○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 互換性が高く、最適なソフトを導入できるよう、検討を進めてください。
22	下水道施設課	下水道情報システムの更新	現行の統合型GISシステム仮想基盤サーバ・ハードウェアについて、令和5年にリース契約が満了することから、新たなサーバの導入を検討するもの 《関連取組:8、9、19、22、24》	○		○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 統合型GISシステムハードウェアの更新と一体的に整理する必要があり、関係課及びデジタル行政推進局と協議調整しながら検討を進めてください。
23	防災危機管理局	災害対策本部室の電子化	災害対策本部室に情報共有モニター約20台を設置し、災害情報をリアルタイムで確認できる環境を整備するもの	○	○		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 モニター整備については、その効果や費用を精査した上で、導入時期の前倒しも含めて検討してください。なお、正確性と即時性を兼ね備えるデジタル技術は、防災分野においても重要な役割を果たすと考えます。災害時における情報の発信・共有のデジタル化についても、先進事例や新しい技術などについて調査研究を行い、今後の検討を進めてください。
24	農業委員会事務局	農地台帳システムの更新	現行の農地台帳システムは、統合型GIS仮想基盤の中に格納していることから、統合型GISシステムハードウェアの更新と合わせて、今後の対応について検討するもの 《関連取組:8、9、19、22、24》	○		○	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 統合型GISシステムハードウェアの更新と一体的に整理する必要があり、関係課及びデジタル行政推進局と協議調整しながら検討を進めてください。
25	教育改革推進室	小中学校における校務の電子化	小中学校の教員の出退勤管理や教員間の情報共有を容易にするため、現行の統合型校務支援システムにグループウェア機能を追加するもの	○	○		【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 教職員勤務時間の適切かつ客観的な把握が求められており、デジタル活用による管理に移行することは有効と考えます。県内他市の状況も踏まえながら、最適な手法、必要な機能について、検討を進めてください。
26	教育改革推進室	教育におけるDXの推進	児童生徒が主体的に学ぶ授業への転換を図ることを目的として導入している授業支援ソフトについて、令和5年度以降も継続して運用するもの。また、個別最適な学び環境を実現するため実証事業に取り組む個別学習支援ソフトについて、早期に導入拡大を図るもの	○	○	◎	【予算化に向けた検討着手(計画作成)】 教育現場におけるDXは、生徒・保護者・教師それぞれメリットがあり、国をあげてICT教育を推進するとされています。これらソフトの継続利用・拡大にあたっては、効果を十分に検証し予測しながら、検討を進めてください。

【②民間活力の導入】

No.	所管課 (提案課)	取組名称	取組概要	GXでの検討 (○:着手) (一:見送、除外)	検討の視点 (○、◎で表示)			コメント
					業務効率化	サービスの向上	安定運用	
27	健康推進課	第4期0次健診の一部外部委託	受診勧奨・予約受付業務に加え、受診券発送業務等を一括委託する。	○	○	○		外部委託による、効率性や有効性を中心に費用対効果を明らかにしながら、予算化に向けた検討を進めてください。
28	健康推進課	結核健康診断の医療機関への委託	結核健康診断業務の医療機関への委託を実施するもの	○	○	○		外部委託による、効率性や有効性を中心に費用対効果を明らかにしながら、予算化に向けた検討を進めてください。
29	農業振興課	長浜市農業再生協議会事務局等の外部委託	長浜市農業再生協議会事務局、環境直接支払交付金事務及びブロックローテーション補助金事務を外部委託するもの	一				行政コストの削減効果を目的とするものではないことから、今回の「検討」を見送ります。
30	森林田園整備課	林道維持管理業務の外部委託	林道の維持管理業務全般(パトロール、維持補修、災害防止工事、災害復旧工事等)を外部委託するもの	○	◎		○	外部委託した場合の委託先の体制の整備や費用対効果を明確化し、林道維持の在り方について検討を進めてください。
31	都市計画課	まちづくり版PFSやSIBの導入検討	市として施策を部局横断的さらには産官学の多様な主体で検討できる体制にするため、成果連動型民間委託方式の制度導入について検討するもの	一				取組にあたっては新たに予算要求するものではないため、今回のスキームからは除きます。
32	教育総務課	学校・園施設管理業務の包括委託	学校・園施設の維持管理業務を民間事業者に包括的に委託するもの	○	○	○		外部委託による、行政コストの削減効果について、教育施設以外を含めることによるスケールメリットも含めて検討してください。

【③事務事業の見直し】

No.	所管課 (提案課)	取組名称	取組概要	GXでの検討 (○:着手) (一:見送、除外)	検討の視点			コメント
					業務効率化	サービスの向上	安定運用	
33	税務課	税務課まるごとGX	税務課全体の業務を平準化するため、デジタル化や民間委託等、どのような手法を取り入れることが効果的で業務改善(効率化)につながるかについて、専門のコンサル業者から提案を受けるもの	○	◎	○	○	課題点の抽出等、内部での業務効率化にむけた議論を行いながら、先進他市町の調査等、コンサル導入だけでなく、窓口の最適化に向けた検討をお願いします。
34	教育指導課	学校徴収金事務のインターネットバンキング導入	インターネットバンキングを導入することにより、事務負担の軽減、徴収金事務の安全と支払いの迅速化を図るもの	○	○	○		導入する効果や必要性を検証しながら、予算化に向けた検討を進めてください。

第3次長浜市行政改革大綱の理念、基本方針の
長浜市総合計画第3期基本計画への一体化にむけた取組方針について

1. 現状

第3次長浜市行政改革大綱は令和6年度までを期間として、「長浜市基本構想」に掲げる都市の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現を行政運営の面から支えるため、限られた経営資源を最大限活用することで、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供できるよう、全庁的に改革を推進してきたところです。

2. 方針

①行政改革大綱の理念を総合計画と一体的に位置づけ

行政改革の取組は各部局の条例や計画等にも反映され、施策の推進とも関わり合うことから、総合計画基本計画にその理念や基本的方向を示し、一体的に推進します。

【総合計画と行革大綱の期間】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第2期基本計画		第3期基本計画			
行革大綱	第3次行革大綱					

②行政改革大綱の理念・方向性のアップデート

行政改革大綱の理念・方向性を基本としつつ、長浜市業務変革の取組である「行政トランスフォーメーション(GX)」等の取組を理念・方向性に取り入れるとともに「第2章 行政改革の基本的な考え方」、「第3章 行政改革の推進方策」について、現在の市政に合う形にアップデートします。

3. 変更のポイント

別紙のとおり

4. 総合計画第3期基本計画の策定スケジュール

別紙のとおり

長浜市総合計画基本計画への行革大綱の理念、
基本方針の一体化に向けた変更のポイント(案)

※変更のポイント(案)を赤字で記入しております。

第3次 長浜市行政改革大綱

～ 生産性・地域力・経営力の向上で築く

「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」 ～

平成27年3月
令和3年3月一部改訂
長浜市

第1章 これまでの取組と直面する問題

1 これまでの行政改革の取組

本市は2度の市町合併にあわせ、その時々々の社会情勢の変化を踏まえつつ、簡素で効率的な行政を目指して、これまで2次にわたって行政改革に取り組んできました。

第2次行政改革では、第1次行政改革の取組を継承・発展させるとともに、本市を12万都市として発展させていくために、「未来にツケを残さない、持続可能な行財政経営の確立」、「『協働・連携』で取り組む活力に満ちた地域社会づくり」をめざし、「行政運営の改革」、「財政運営の改革」、「組織機構の改革と人材育成」、「市民と行政との協働・連携による地域社会づくり」の4つを改革の柱とした第2次行政改革大綱を策定し、具体的な45項目の計画を定めた行政改革アクションプランに基づき、平成23年度から平成26年度までの行政改革に取り組んできました。

長浜市行政改革大綱(第2次)における改革の総括目標と中間実績(平成26年4月1日現在)

(1) 財政健全化指標 (※平成25年度決算現在)

目標: 平成26年度決算			H22年度決算	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算
① 経常経費の削減(H22年度比)	30億円以上	⇒		▲5.9億円	▲8.4億円	▲13.1億円
② 経常収支比率	85%以下	⇒	81.4%	82.7%	84.8%	83.1%
③ 公債費負担比率	15%以下	⇒	19.2%	15.5%	24.1%	20.2%
④ 将来負担比率	70%以下	⇒	25.9%	※ - %	※ - %	※ - %

※充当可能財源が将来負担額を上回るため「-」と表示。

(2) 正規職員削減数 (※病院事業職員を除く)

目標: H23年4月1日から4年間で			H23年4月1日	H24年4月1日	H25年4月1日	H26年4月1日
累計削減人数	▲60人以上	⇒		▲15人	▲40人	▲57人
(職員数)	1,062人以下	⇒	1,122人	1,107人	1,082人	1,065人
(単年度削減人数)		⇒		▲15人	▲25人	▲17人

その結果、事務事業の効率化や見直し等により、経常経費を約13億1千万円削減したほか、正規職員の削減(▲57人)、計画的な地方債償還による地方債残高の縮減(▲58.3億円)、本庁と支所の見直し(職員集約▲82人)、あわせて支所の移転などの再編整備(▲2,274㎡)や公共施設の民営化、地元団体等への移管、指定管理者制度の拡充等による計画的見直し(▲39施設)、未利用財産の利活用(21件、21,584㎡、7億2千万円)等を図ることができました。(※平成26年4月1日現在)

しかし、経常経費の削減については、病院事業への出資や公共下水道、介護保険に係る特別会計への繰出金の増加により、目標を達成することが困難となっています。

また、公債費負担比率については、地方債の繰上償還(60.3億円)を進めたため、結果的に公債費が占める財政負担割合が高まり微増となりました。

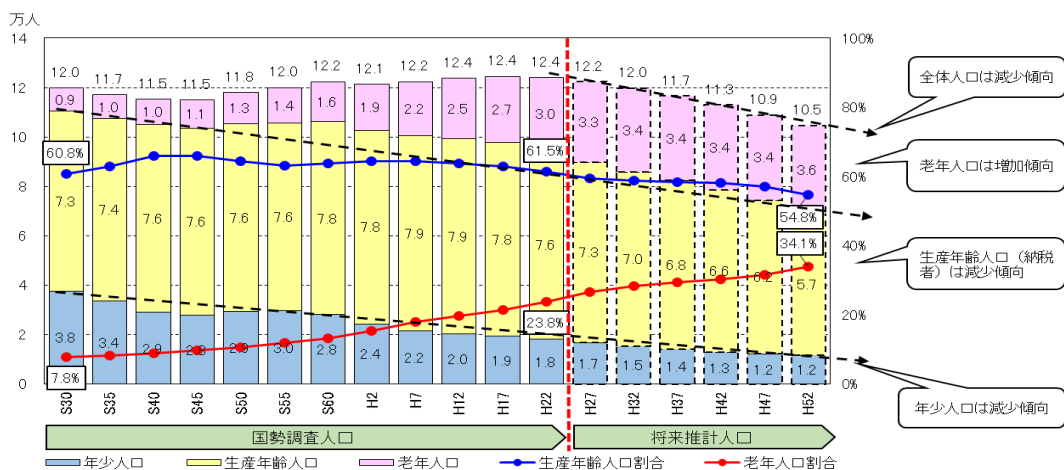
2 市が直面する問題

(1) 人口の減少・少子高齢化の進展

長浜市の人口は、平成 17 年をピーク（124,498 人）に年々減少し、令和 22 年ではピーク時に比べ 2 万人の減少（▲15.9%）が見込まれます。特に老年人口の構成割合（高齢化率）が、平成 52 年では 34.1%（平成 22 年は 23.8%）にまで上昇する一方、生産年齢人口の構成割合が 54.8%（平成 22 年は 61.5%）まで減少することが予測されています。

今後、生産年齢人口の減少に伴い税収が減少し、高齢化率の増高により扶助費の増加が見込まれます。

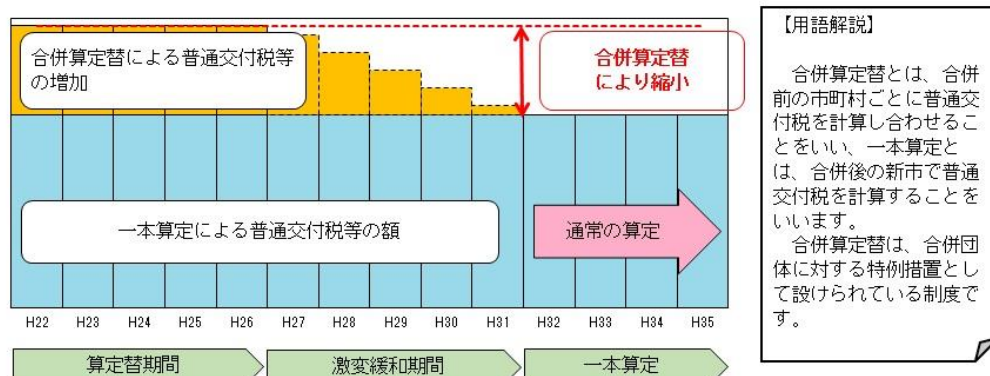
さらに、少子高齢化の進展により、サービスの需要の規模や内容が変化するとともに、人口減少により、需要そのものの減少が見込まれます。



【図】人口の推計と将来の見通し ※国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

(2) 普通交付税の合併算定替の終了

普通交付税の合併算定替は、平成 27 年度から段階的な縮減が始まり、平成 31 年度をもって終了します。合併特例措置終了後の令和 2 年度以降も現在のサービスを維持していくためには、普通交付税が減少しても安定的な財政運営ができる構造の確立が不可欠です。

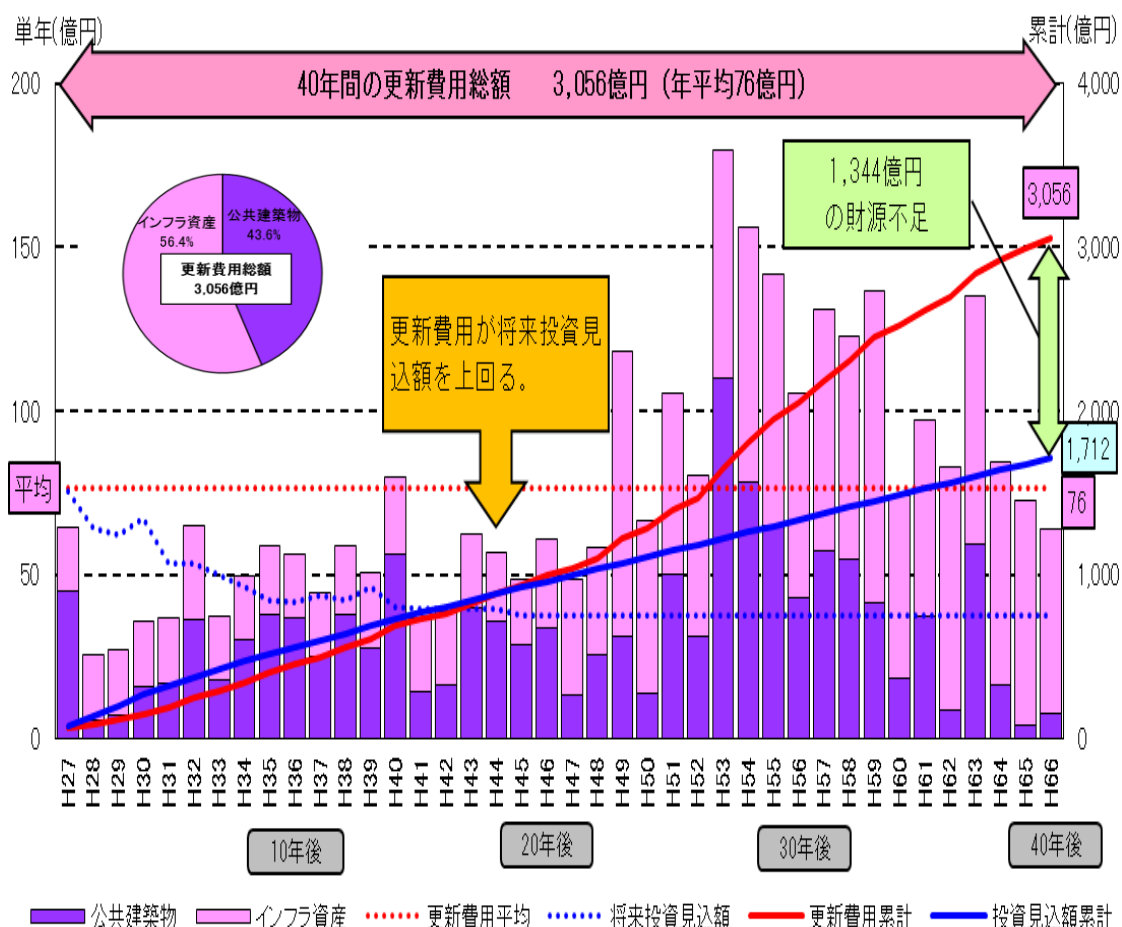


(3) 公共施設等の大量更新の到来

本市は、公共建築物をはじめ道路、橋梁、下水道施設などのインフラ資産など、多くの公共施設等（延床面積 68.4 万㎡）を保有しています。こうしたことから、今後、老朽化に伴う維持補修や更新等に多額の投資が必要となります。

公共施設等の将来の更新費用の推計では、今後 40 年間の更新費用総額は、将来の投資見込額を 1,344 億円上回る、3,056 億円が必要であるとの結果になりました。

更新費用のうち、56%がインフラ資産の更新費用であり、公共建築物の管理運営マネジメントと合わせて、インフラ資産の安全確保のための維持保全も進めていく必要があります。



【図】公共施設等の将来の更新費用の推計

(4) 問題への対応

こうした問題に対して、本市では、財政計画、定員適正化計画、公共施設等総合管理計画を立て、歳入に見合った普通会計歳出規模の縮減等による財政運営の健全化、計画的な職員数の削減、公共施設等の更新費用の削減に取り組むこととしています。

① 財政計画の概要（計画期間：平成 27 年度から平成 36 年度まで）

（見直し後の計画期間：令和 2 年度から令和 11 年度まで）

- 基本目標
- ・ 普通交付税の合併算定替の見直しによる影響を適切に反映し、合併算定替終了後の 5 年間に於いて、単年度の財政収支の黒字化を目指します。
 - ・ 歳入・歳出については、基本構想を推進する行財政基盤を強化する観点から、無駄の排除や事務事業の見直しにより、市民ニーズに的確に対応する財源を生み出すこととし、職員人件費の削減や公共施設の再編に向けた取組み、新たな公共の担い手の活用の飛躍的な推進により、歳出規模を削減するとともに、市税等の債権回収対策の強化、国・県補助等の積極的な活用により、安定的財源を確保します。
 - ・ 財政健全化指標については、市民一人当たり市債残高を県内都市平均以下に縮減することにより、改善・維持します。
 - ・ 「未来の長浜市民に、よりよきものを受け継ぐ」ため、普通建設事業費の規模の適正化と地方債残高の縮小を図ります。
- 取組項目
- ・ 人件費の抑制
 - ・ 物件費の抑制
 - ・ 普通建設費の適正化
 - ・ 地方債の繰上償還
 - ・ 維持補修費と解体費の確保
 - ・ 基金の活用

② 定員適正化計画の概要（計画期間：平成 27 年度から令和 6 年度まで）

- 年次計画
- ・ 定年前早期退職、普通退職の状況を踏まえ、行政サービスが低下することがないように将来に向け安定的な組織運営を図っていくため職員の年齢構成の平準化を図ります。主な職種ごとに今後の退職者数、事務事業に応じた適正な職員数を検証し、計画的に職員数を確保していきます。

正規職員数：1,025 人（令和 6 年度：平成 26 年度比 ▲40 人）

- 取組項目
- ・ 職員の資質・能力の向上
 - ・ 女性の管理職登用の推進
 - ・ 業務量に応じた人員配置の見直しと職員採用の平準化
 - ・ 民間委託等の積極的な活用推進
 - ・ 多様な任用制度の活用

③ 公共施設等総合管理計画の概要（計画期間：平成 27 年度から令和 6 年度まで）

【公共建築物】

数値目標 ・公共建築物については、最初の 10 年間（平成 27 年度から平成 36 年度まで）は、40 年間の削減目標の 34% の 4 分の 1 に当たる 8.5%（約 5.8 万㎡）の延床面積を削減することとします。

ただし、同 10 年間は、将来の統廃合を見込んで施設を新設するため、施設の延床面積（概数）は 1.8 万㎡増え、結果として 10 年後の延床面積は、64.3 万㎡（▲約 6%）となります。

このため、公共建築物は、10 年間で 6% の延床面積を削減することを目標とします。

基本方針 ・公共建築物の適正配置
・公共建築物の質の向上
・公共建築物にかかる更新費用・管理運営費の財源確保

【インフラ資産】

数値目標 ・インフラ資産については、今後 40 年間の更新費用を 33% 以上削減することとし、計画期間中の目標として、更新費用の更なる縮減・平準化方策について検討し、今後の大量更新に備えることとします。

基本方針 ・インフラ資産にかかる更新費用の縮減と平準化
・インフラ資産の長寿命化
・インフラ資産にかかる投資額の確保

（５）新たな懸念とこれからの課題

こうした計画の実施により、職員、施設、予算といった目に見える経営資源が縮小するため、サービスが低下するのではないかと、人口の減少により地域の活力が低下するのではないかと、公共施設等の大量更新等に直面する将来世代の負担が増加するのではないかと、といった新たな懸念が生じています。

こうした懸念を払しょくするためには、限られた経営資源でサービスの質と地域活力の維持・向上を図るとともに、地域が抱える様々な課題に対して市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等の様々な主体と行政とが協働・連携し、それぞれの特性や強みを生かしながら課題を解決していく活力ある地域づくりを進め、将来世代にツケを回さない持続可能な地域経営を市民とともにやり、長浜市基本構想に掲げる都市の将来像を実現していく必要があります。

第2章 行政改革の基本的な考え方

1 大綱の位置付け

第3次長浜市行政改革大綱（以下「大綱」という。）は、「長浜市基本構想」に掲げる都市の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を行政運営の面から進めるために必要となる、効果的・効率的な組織運営、職員の意識改革や能力の向上、市民をはじめとする多様な主体との協働・連携、健全な財政運営の確立など、長浜市における行政改革の基本的な考え方と推進方策を定めるものです。

2 10年後の市の姿（経営資源：令和6年度）

10年後の令和6年度を目標年度とした定員適正化計画、公共施設等総合管理計画及び財政計画に掲げている経営資源（職員、施設、予算）を前提として、行政改革に取り組めます。

- ・ 正規職員数 : 1,025 人 <定員適正化計画>
- ・ 公共建築物（ハコモノ）の延床面積 : 64.3 万㎡ <公共施設等総合管理計画>
- ・ 普通会計予算規模 : 508 億円 <財政計画>

・ 定員適正化計画、公共施設等総合管理計画、財政計画に定められた、経営資源（職員、施設、予算）を前提として、行政改革に取り組む。

※各個別計画の改定時期が総合計画基本計画と異なるため、改定あった場合には、各個別計画に記載された経営資源を目標として取り組む。

3 大綱の取組期間

大綱の取組期間は、本市の定員適正化計画、公共施設等総合管理計画及び財政計画との整合を図るため、平成27年度から令和6年度までの10年間とします。

- ・ 基本計画の期間(令和5年から令和8年)に統一する。

4 大綱の目標

(1) 大綱の目標

生産性・地域力・経営力の向上で築く
「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」

限られた経営資源（職員、施設、予算、時間、情報）を最大限活用することにより、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供することで、「長浜市基本構想」に掲げる都市の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現を行政運営の面から支えます。

(2) 財政健全化指標

大綱の目標を達成するための健全な財政運営の目安として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、次の4つの健全化判断比率を財政健全化指標とし、平成25年度の水準以下となるよう管理していきます。

- ① 実質赤字 ：一般会計において赤字を出さない。
 （実質赤字比率：0%以下）
- ② 連結実質赤字 ：一般会計及び特別会計の合算において赤字を出さない。
 （連結実質赤字比率：0%以下）
- ③ 将来負担 ：将来負担すべき借入残高等は返済可能額を上回らない。
 （将来負担比率：0%以下）
- ④ 実質公債費比率：11.1 %以下とする。

・ 長浜市財政計画(令和8年度時点)に定める①～④の指標に切り替える。

- ① 財政規模の適正化 当初予算の規模
 (507 億円)
- ② 財政の硬直化の回避 経常収支比率
 (95%以下)
- ③ 適切な資産管理 市民一人当たり有形固定資産額残高
 (167 万円以下)
- ④ 将来負担額の削減 地方債残高
 (458 億円)

5 改革の方針 ・ 改革の方針 1～3 について第 3 章の内容をふまえて変更する。

大綱の目標の実現に向けて、市職員は、市民からの信託を受けた全体の奉仕者であることを強く自覚し、次の 3 つの改革の方針に基づき行政改革に取り組みます。

（改革の方針 1） サービスの質を常にカイゼンし 生産性を上げます

これまでは、施設の規模やサービスの量が重視されてきましたが、財政規模や人員、施設が制約される中では、コストを削減しつつも施設機能やサービスの維持・向上を図るサービスの質が重視されます。

これからは、施策や事業、施設の成果を数値化するとともに、事業費、人件費、減価償却費等を含んだフルコストを把握し、それぞれの目標を定め、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確実に回し、コストの削減とサービスの維持・向上を同時に図る、カイゼン運動を職場単位で取り組むことにより、サービスの質を常にカイゼンし、生産性を上げます。

（改革の方針 2） 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

これまでは、公民館や体育・歴史文化施設など、地域の方々に身近で親しまれている公共施設の管理については、市民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、地域づくり協議会をはじめとする民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を中心とした市民との協働を進めてきました。

これからは、市民協働を地域経済の活性化や地域雇用の創出の観点からも、公共施設整備、公共サービスの提供、公有財産を活用した公共性の高い事業など幅広い分野で進めるとともに、市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等の様々な主体がそれぞれの特性や強みを生かすことができる活力ある地域づくりを進めることにより、市民と行政との協働・連携を推進し、地域力を上げます。

（改革の方針 3） 比較可能な公会計を整備し 経営力を上げます

これまでの公会計は、現金主義・単式簿記であり、固定資産等の資産評価ができていなかったため、民間企業のような経営を行うことができませんでした。

これからは、国が進める地方公共団体における財務書類等の統一的な基準を設定し、発生主義・複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を行うことにより、団体間や時系列での比較可能性を確保する地方公会計を整備し、財務諸表や固定資産台帳など、会計を賢く使って、経営力を向上させます。

第3章 行政改革の推進方策

1 改革の推進項目

改革の方針に基づき、それぞれ5つの推進項目を定め、行政改革に取り組みます。

- ・サービスの「質」と「効率性」を改善する。

（改革の方針1） サービスの質を常にカイゼンし 生産性を上げます

【推進項目】

① 質を重視したサービスの提供

既存事業においては、サービスを提供することによって生み出されるアウトプット（業績）とフルコストを把握し、コストを削減しながらアウトプットを維持・向上させる「チームでカイゼン」運動を組織的、継続的に展開します。

また、新規事業については、サービスの受益者と成果、開始から終了に至るトータルコストを明確にし、行政関与の必要性、受益と負担の公平性を精査したうえで、類似の事務事業の整理・統合を常に検討する「ビルド・アンド・スクラップ」を進めます。

さらに、市民にとってより便利でわかりやすい行政を実現するため、情報通信技術の積極的な活用や窓口等における市民の利便性・快適性を高め、一層のサービスの質的向上と業務の効率化を推進します。

- ・複雑化、高度化する市民ニーズや社会課題に対し、各部局の自律的な提案による業務変革を進めるため、行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）の取組の視点を入れる。
- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することによる、市民や地域ニーズへの対応と行政基盤の強化することとし、第三次長浜市 ICT 利活用プランの改定内容をふまえる。
- ・民間活力の導入による行政事務の外部委託や事務事業の見直しを強化する。

② シンプルでわかりやすい組織機構の整備

職員定員の適正化による計画的な職員数の縮減に対応しつつ、サービスの質を維持・向上させ、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応できるよう、簡素で柔軟性、機動性のある組織づくりを進めます。

また、本庁と北部振興局、支所のあり方について、市全体として効果的・効率的な行政運営を可能とするとともに、市民にとってわかりやすい組織体制となるよう、本庁・北部振興局・支所の機能や役割を見直し、組織の適正化を進めます。

- ・行政課題にしっかりと対応する組織機構を整備する。
- ・係制を導入したことによる多様な市民ニーズや新たな行政課題に対応できる統率力の高い組織づくりを進める。
- ・定年の延長や職員の年齢構成による職員数の影響を加味する。

③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底

違法行為、不正、ミスなどを発生させることなく、法令や所定の基準、方針、手続き等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう内部統制を整備・運用し、コンプライアンスの徹底を図ります。

④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実

サービスの提供にあたり、職員一人ひとりが行政のプロフェッショナルとして、必要な政策立案力、実行力、判断力、調整力、改善意識を持って職務にあたれるよう人材育成の充実を図ります。

また、目標管理制度や「チームでカイゼン」運動を通じて、職員がリーダーシップを身につける場を提供し、市役所の組織力を高めます。

- ・長浜市人材育成基本方針の内容をふまえ、職員の意欲や能力を高める人材育成を充実させる。
- ・「採用」「配置」「育成」「評価」が一体となった人材マネジメントを推進し、職員の意欲と能力の向上による組織の活性化を図る。
- ・④職員力・組織力を高める人材育成の充実と⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備を一体化する。

⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備

職員が、それぞれの持つ能力と意欲、経験を最大限発揮できるよう、客観的で公平性、透明性の高い人事評価制度を整備・運用し、職員の能力・業績等に応じた人事管理を行います。

また、女性や若手の活躍が広がるなど、職員の誰もが意欲と誇りを持って働ける職場環境づくりを進めるとともに、多様な任用制度の活用を図ります。

- ・ ④職員力・組織力を高める人材育成の充実と⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備を一体化する。

（改革の方針２） 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

【推進項目】

① PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進

現在、市が提供しているサービスを地域経済の活性化、地域雇用の創出、まちづくりといった観点から、市民協働事業として実施できないか評価を行い、市事業における（仮称）官民パートナーシップ計画（以下「PPP計画」という。）を策定し、市民協働事業の積極的な推進を図ります。

- ・（仮称）官民パートナーシップ計画は終了していることから、長浜市官民パートナーシップ推進基本方針に定められた、民間が持つノウハウや専門知識、ネットワークなどの活用を図り、民間活力の導入を進める視点を取り入れる。

② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用

官民が連携して公共サービスの提供を行う代表的な手法である PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）などにより、公共施設整備における民間資金の活用を図るとともに、指定管理者制度の導入推進など、施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用した効果的・効率的な施設サービスの提供を図ります。

- ・ 指定管理者制度の導入は一定進んだことから、制度の導入推進に限らず、民間の経営資金の活用や経営能力、技術的能力の活用等、効果的・効率的な施設サービスの提供を図る。

③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備

地域づくり協議会などの活動団体が地域づくりの活動拠点としても活用できるよう、公民館や文化・体育施設等の指定管理者制度の導入を推進するとともに、地域に合った幅広い自主的な活動が展開できるよう、公民館については、社会教育拠点としての公民館から地域拠点としてのコミュニティ施設への転換を目指します。

また、市民活動の立ち上げや団体が安定して継続的に活動できるよう運営面での支援をはじめ、地域の課題とそれを解決する手段や資源を有する団体・企業、行政との橋渡しなど、多様な主体とのつながりや情報の提供、調整等を行う中間支援機能を整備します。

- ・市民協働のまちづくりの総合的な支援を行うとともに、市民まちづくりセンターや地域の公共施設等を活用して市民協働のまちづくりを推進する活動を行う場づくりの支援に努める。

④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充

各部署において支出されている地域づくりのための補助金等について整理し、地域づくり協議会に対する地域一括交付金制度の創設等、地域の創意と工夫が生かされる補助金制度を検討します。

また、費用対効果、地域経済の活性化、地域雇用創出の観点から、民間の先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特徴を生かしながら様々な公益的事業を行えるよう協働型事業を拡充するとともに、事業の評価を行います。

- ・地域の創意と工夫が生かされるよう、地域づくり協議会に対する交付金等の見直しを検討する。

⑤ 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報

公共サービスへの民間参入を促すため、PPP計画や有効活用したい公有財産の情報など、市民協働を促す情報を積極的に広報します。

また、行政情報のオープンデータ化を推進し、官民の情報共有、更には行政が提供した情報による民間サービスの創出を促進します。

さらに、行政改革の取組が行政内部の効率化に向けた取組だけで終わることのないように、施設の大量更新や人口減少などによって生じる厳しい財政状況といった本市の課題を市民と共有し、課題の解決に向けてともに考え、取り組むことができるよう、十分な意見交換ができる広報広聴を進めます。

- ・SNS等のデジタルツールを活用しながら、本市の課題を市民と共有し、ともに考えることで地域課題の解決を推進する。

(改革の方針3) 比較可能な公会計を整備し 経営力を上げます

- ・ 公会計が整備されたことから、活用を進める。

【推進項目】

① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保

公共事業の施行状況について、予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図ります。

また、経営状況について他の地方公共団体や時系列での比較が一層可能となるよう、統一的な基準による公会計の整備を進めるとともに、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントを進めます。

さらに、下水道、病院事業などの公営企業については経営戦略の策定等により、経営の自立化・健全化を進めるとともに、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を進めます。

- ・ 公会計を活用した、公共施設マネジメントおよび行政評価の検討を進める。
- ・ 公営企業については、各企業における経営戦略に基づく、経営の自立化健全化を進める。

② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化

公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」ことを基本理念として、公共建築物（ハコモノ）の適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保、インフラ資産の更新費用の縮減と平準化、長寿命化、投資額の確保により、総合的かつ計画的に管理し、施設機能の確保と効果的な運営を行います。

また、人口減少、少子高齢化の進展による施設利用者と施設との需要と供給のバランスの変化に対しては、交通手段の確保等によるソフトの充実によりハード整備に頼らない施設サービスの維持・向上を図ります。

- ・ 他市町に比べて、多くある公共施設の民間への売却や貸付、譲渡による利活用を推進し、民間活力により地域活性化を図る。

③ 税源かん養と歳入確保の推進

持続可能な地域経営の視点から、歳入の根幹である市税収入の安定と増強を図るため、新規創業支援等による産業の発展、地域経済の活性化、企業誘致等による雇用の創出、子育て支援、若い人たちが定住できる住環境の整備等、政策的な税源かん養に取り組みます。

また、歳入確保や市民負担の公平性を図るため、市税等の債権回収対策の強化を図るとともに、施設使用料、サービス利用料等については、利用率の向上による収支改善や施設維持管理コストの縮減等を前提に、受益と負担の適正化を図ります。

さらに、未利用となっている公有財産については、地域団体や民間への貸付や売却を積極的に行うなど有効な利活用を進め、歳入の増加や維持管理コストの縮減を図ります。

④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し

将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。

また、負担金・補助金については、急激に変化する社会経済状況の中で、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを絶えず検証し、見直しを進めます。

⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し

出資法人の経営については、市の行政機能の補完、代替等を目的に設立された経緯を踏まえたうえで、公的関与の適正化を図るため、役職員の派遣、財政支援、出資比率などの見直しを行うとともに、経営破たんの回避の観点から経営状況をチェックし、健全化を促進します。

また、市町合併により湖北地域は本市と米原市の2市のみとなったことから、現在の一部事務組合などの事務の共同処理について、長期的な視点に立って見直すとともに、事務の効率化とサービスの向上を図るため、隣接に限らない市・町や県、公的機関、NPOなどといった非営利組織との新しい連携（新 PPP：Public Public Partnership）による事務の共同処理やサービスの提供についても検討を行います。

・ 2市のみとなっている記載を削除し、広域の行政連携を推進し、効率化を図る。

2 アクションプランの策定

大綱の目標を達成するため、行政改革の具体的な取組内容、推進課、年度ごとの目標等を定めた「第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン」を策定し、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる進行管理を行います。

なお、取組期間内においても、本市の行財政を取り巻く環境の変化に合わせて、見直しを行うものとします。

令和2年度から令和4年度までは、「改革の方針1」の実現に注力するため「長浜市業務変革」（別紙）に取り組むこととし、アクションプランは策定せず、工程表にて「デジタル化」と「民間活力の導入」を手段とする取組を進行管理していきます。

・アクションプランの策定は終了したことから、長浜市業務変革の各部局の行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）による GX 計画により、進行管理を行う。

3 推進体制と進行管理

これらの改革は、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に各部局が連携して取り組むとともに、毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

令和2年度からは、各部局に「行政トランスフォーメーション推進本部」を設置し、部局長を本部長として、部局マネジメントの中でスピーディーに検討、決定、実行ができる体制としました。

また、市民の誰もが改革の進行状況や成果等を確認・点検できるよう、毎年度わかりやすく取りまとめ、様々な媒体を通じて広報し、行政経営の透明化を図るとともに、市議会はもとより、市民、有識者で構成する「長浜市地域経営改革会議」などの意見を踏まえ、着実に推進していきます。

・市長を本部長とした、行政改革推進本部会議・デジタル行政推進本部会議により、各部局の行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）を推進体制とし、社会の変革が急速に進む中で、今後必要となる行政改革を進めることとし、地域経営改革会議の意見をふまえ、着実に推進する。

【第3次 長浜市行政改革大綱 概要図】

【これまでの取組】

第1次『行政改革大綱』、『集中改革プラン(104項目)』

改革の姿勢 「市民とのパートナーシップによる地域社会づくり」
 改革の方向 「徹底した行政のスリム化」と「市民と行政の協働による地域経営」
 推進項目 「財政の改革」、「仕事の改革」、「市民自治の改革」、
 「組織・機構の改革」、「職員の改革」、

第2次『行政改革大綱』、『行政改革アクションプラン(45項目)』

改革の方針 「未来にツケを残さない、持続可能な行政経営の確立」、
 「『協働・連携』で取り組む活力に満ちた地域社会づくり」
 改革の柱 「行政運営の改革」、「財政運営の改革」、「組織機構の改革と人材育成」、
 「市民と行政との協働・連携による地域社会づくり」

【合併により行政改革は大きな効果を上げた】

スケールメリットを生かしたサービスの拡大、専門性、効率性の向上

(第2次での取組 中間報告)

1. 経常経費: ▲13億1千万円
2. 正規職員: ▲57人
3. 公共施設: ▲39施設
4. 支所改革: ▲82人、▲2,274㎡
職員・業務の集約 等

【直面する問題】

1. 人口の減少・少子高齢化の進展
2. 普通交付税の合併算定替の終了
3. 公共施設等の大量更新の到来

【対応策】

- ・財政計画に基づく 財政運営の健全化
- ・定員適正化計画に基づく 計画的な職員数の削減
- ・公共施設等総合管理計画に基づく 公共施設等の更新費用の削減

【新たな懸念】

1. 職員、施設、予算といった目に見える経営資源が縮小するためサービスが低下するのではないか
2. 人口の減少により 地域の活力が低下するのではないか
3. 公共施設等の大量更新等に直面する将来世代の負担が増加するのではないか

こうした懸念を払しょくするためには、限られた経営資源でサービスの質と地域活力の維持・向上を図るとともに、市民との協働・連携による活力ある地域づくりを進め、将来世代にツケを回さない持続可能な地域経営を市民とともに進めていく必要がある。

第3次 長浜市行政改革大綱

【10年後の市の姿(経営資源:令和6年度)】

- ・正規職員数 : 1,025人(R6) <定員適正化計画>
- ・公共建築物(ハコモノ)の延床面積 : 64.3万㎡(R6) <公共施設等総合管理計画>
- ・普通会計予算規模 : 508億円(R6) <財政計画>

【大綱の取組期間】

平成27年度から令和6年度までの10年間

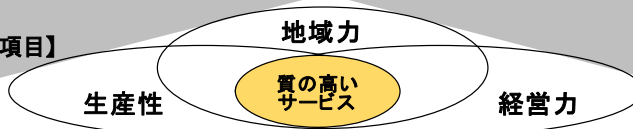
【大綱の目標】

生産性・地域力・経営力の向上で築く
 「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」

【財政健全化指標】 平成25年度の水準以下となるよう管理していきます。

- ① 実質赤字 : 一般会計において赤字を出さない(実質赤字比率:0%以下)
- ② 連結実質赤字 : 一般会計及び特別会計の合算において赤字を出さない(連結実質赤字比率:0%以下)
- ③ 将来負担 : 将来負担すべき借入残高等は返済可能額を上回らない(将来負担比率:0%以下)
- ④ 実質公債費比率: 11.1%以下とする

【改革の方針と推進項目】



(改革の方針1)
サービスの質を常にカイゼンし
生産性を上げます

【推進項目】

- ① 質を重視したサービスの提供
- ② シンプルでわかりやすい組織機構の整備
- ③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底
- ④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実
- ⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備

(改革の方針2)
市民との協働・連携を推進し
地域力を上げます

【推進項目】

- ① PPP(官民パートナーシップ)の積極的推進
- ② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用
- ③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備
- ④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充
- ⑤ 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報

(改革の方針3)
比較可能な公会計を整備し
経営力を上げます

【推進項目】

- ① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保
- ② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化
- ③ 税源かん養と歳入確保の推進
- ④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し
- ⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し

大綱の目標を達成するため、行政改革の具体的な取組内容、推進課、管理指標、年次目標等を定めた「第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン」を策定し、市長を本部長とする「行政改革推進本部」において評価を行い、効果的な推進を図ります。

■長浜市総合計画第3期基本計画策定スケジュール(案)

第1回 長浜市地域経営改革会議
令和4年5月30日(月)
【資料 5】

		令和4年度																											
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			
市議会		【4月委員会】 ①着手説明						【6月議会】 ②経過報告						【9月議会】 ③パブコメ前説明						【12月議会】 ④最終案報告, 議決									
市民参画	総合計画審議会						5/24	第1回					7月中旬	第2回															
	長浜市政 「挑戦と創造」 の懇話会							6/6	第5回				7月上旬	第6回															
	長浜市地域経営 改革会議						5/30	第1回					7月上旬	第2回															
	タウンミーティング						5/30	若者対象 6/2 北部地域対象																					
	市民意識調査																												
	パブリックコメント																												
				調査 実施 4/25 ～5/9								素案 完成																	
庁内組織	庁議・策定委員会	4/1	①着手					5/27	②経過報告					8/19	③パブコメ前											11/2	④最終案報告		
	庁内調整			計画案照会						ヒアリング						照会													